

7 高土政第1435号
令和8年3月25日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長
様

土 木 部 長

高知県公共工事等契約指針の取扱いについて

平成29年3月22日付けで高知県公共工事等契約指針（以下「指針」という。）が施行されましたが、下記に留意のうえ契約事務の適正化をお願いします。

なお、従前の「高知県公共工事等契約指針の取扱いについて（平成29年3月22日付け28高建管第1163号）」は、廃止します。

記

1 指針の対象となる工事請負契約

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事の請負を対象とし、造船等の製造の請負は対象ではないこと。

2 指針の対象となる委託契約

（1）建設コンサルタント業務（測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務のいずれかにあたる業務をいう。）の委託

建設コンサルタント業務の委託は、原則すべて該当する。ただし、契約の相手方が建設コンサルタント会社であっても、業務の内容が建設工事と関係のないものである場合には、該当しない。

（2）土木構造物及び建築物の維持管理、保守又は点検業務の委託（庁舎清掃、警備等施設の維持管理のための業務を除く。）

道路、河川等の維持管理、水門、ダム、橋梁等の保守点検、耐震診断等、県が建設した土木構造物、建築物の一般的な維持管理、保守点検業務は契約の相手方に関係な

く該当する。ただし、建物の清掃、警備等、庁舎管理に属するものは該当しない。
(3) 前記(1)には当たらないが、建設工事の施工を前提とした場合に必要な各種業務の委託

建設工事施工監理、土地造成又は道路敷設を前提とした埋蔵文化財調査等が該当する。ただし、土木行政総合情報システムの構築等、システム開発、ソフト開発に当たるものは該当しない。

3 指針の所管等

指針は土木部長の所管とされており、事務の取扱いは土木部**技術管理課**(契約担当)が行う。

指針による入札・契約手続には、建設工事及び委託業務における入札・契約制度の基本方針(平成19年3月23日付け18高建管第872号副知事通達)が適用される。

指針によらないものは県の一般的な入札・契約制度に基づかなければならず、予定価格、最低制限価格等の取扱いが異なることに注意する。県の一般的な入札・契約制度の所管は、会計管理局会計管理課であること。

この指針又は公共工事等に関する業務の契約手続について不明な点は、土木部**技術管理課**(契約担当)に照会のこと。

4 施行時期

この通知による取扱いは、令和8年4月1日から施行する。

高知県公共工事等契約指針の取扱いについて 新旧対照表

新	旧
<p>1～2 (略)</p> <p>3 指針の所管等</p> <p>指針は土木部長の所管とされており、事務の取扱いは土木部 技術管理課 (契約担当) が行う。指針による入札・契約手続には、建設工事及び委託業務における入札・契約制度の基本方針(平成19年3月23日付け18高建管第872号副知事通達)が適用される。</p> <p>指針によらないものは県の一般的な入札・契約制度に基づかなければならず、予定価格、最低制限価格等の取扱いが異なることに注意する。県の一般的な入札・契約制度の所管は、会計管理局会計管理課であること。</p> <p>この指針又は公共工事等に関する業務の契約手続について不明な点は、土木部 技術管理課 (契約担当) に照会のこと。</p> <p>4 施行時期</p> <p><u>この通知による取扱いは、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 指針の所管等</p> <p>指針は土木部長の所管とされており、事務の取扱いは土木部 土木政策課 (契約担当) が行う。指針による入札・契約手続には、建設工事及び委託業務における入札・契約制度の基本方針(平成19年3月23日付け18高建管第872号副知事通達)が適用される。</p> <p>指針によらないものは県の一般的な入札・契約制度に基づかなければならず、予定価格、最低制限価格等の取扱いが異なることに注意する。県の一般的な入札・契約制度の所管は、会計管理局会計管理課であること。</p> <p>この指針又は公共工事等に関する業務の契約手続について不明な点は、土木部 土木政策課 (契約担当) に照会のこと。</p>